(趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱(昭和62年12月1日制定)第5条第3項の規定に基づき、建築物における清掃業務の委託契約に係る指名競争入札の ための格付等級に係る発注の基準(以下「発注基準」という。)を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 発注基準は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

指名対象業者格付等級	設計金額	指名業者数(1案件につき)
A等級	650万円以上	5 者から 1 2 者まで
B等級	650万円未満	

付 則

この基準は、平成27年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。